

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 30日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 愛知県高浜市豊田町二丁目1番地1	
氏 名 株式会社豊田自動織機 高浜工場	
執行職 木全 春彦	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0566-53-7029	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 豊田自動織機 高浜工場
事業場の所在地	愛知県高浜市豊田町二丁目1番地1
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	31：製造業 輸送機械器具製造業
② 事業の規模	製品出荷額：29,220,400万円
③ 従業員数	2,372人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 環境マネジメントの推進体制は、別紙2参照 廃棄物の適正処理の管理体制は、別紙3参照			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 受入時に廃棄物の分別に関する教育を実施		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし(従来活動を継続)		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別している特別管理産業廃棄物の種類 → 別紙5参照 ・分別に関する取り組み → 受入時に廃棄物の分別に関する教育を実施		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし(従来活動を継続)		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	対象無し	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	対象無し	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	対象無し	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	対象無し	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	対象無し	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	対象無し	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙6のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者への処理委託		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙 6 のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	従来通り 優良認定処理業者への委託を継続		
	電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（6年度）実績】	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 （ ポリ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。 ）		50 t	
(今後実施する予定の取組)			
すでに電子マニフェストで対応済			
※事務処理欄			

備考

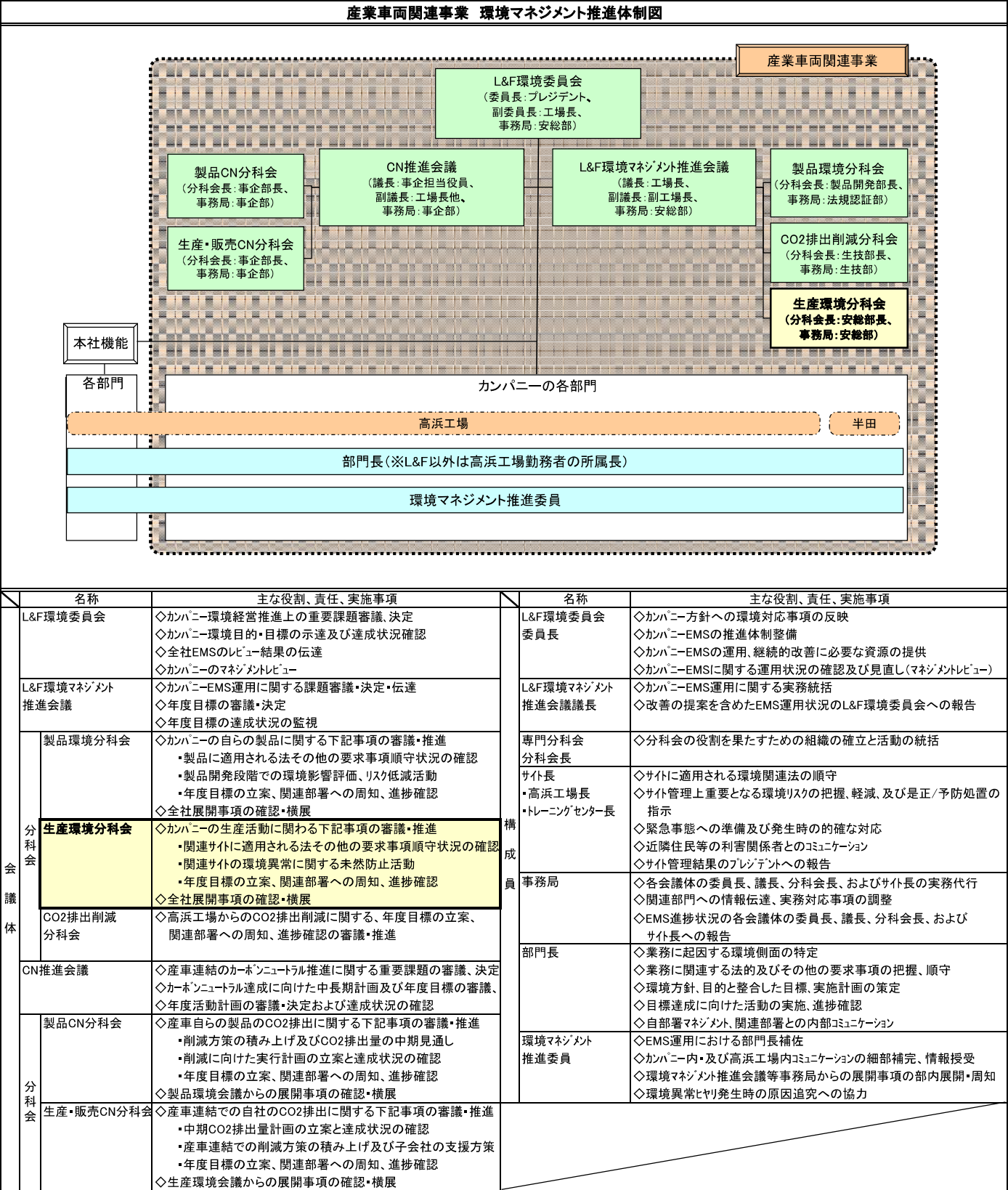
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

【発生する廃棄物と再利用方法】

分類	廃棄物名称	処理先	処理方法	再利用方法	備考
感染性廃棄物	医療系廃棄物	中間処理業者	焼却	セメント原料	
引火性廃油	廃試薬(引火性廃油)	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃塗料	中間処理業者	エマルジョン燃料化	燃料	
腐食性廃アルカリ	廃試薬(腐食性廃アルカリ)	中間処理業者	焼却	路盤材	
	腐食性廃アルカリ	中間処理業者	焼却	路盤材	
腐食性廃酸	廃酸	中間処理業者	中和	セメント原料	
PCB汚染物等	低濃度PCB廃棄物	中間処理業者	焼却	セメント原料	

産業車両関連事業 環境マネジメント推進体制表



高浜工場公害防止組織表

公害防止統括者		工場長	
公害防止統括者の代理者		副工場長	
		事務局	安全・総務部 安全衛生環境室 環境G
区分	公害防止関連		浄化槽法関連
	公害防止管理者 (大気関係)	公害防止管理者 (水質関係)	浄化槽技術 管理者
	正・副	正・副	正
	廃掃法関連		特別管理 産業廃棄物 管理責任者
		廃棄物処理 責任者	正
		正	正

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【令和6年度 実績】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	引火性廃油	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	PCB汚染物等	(t)	
排出量		0.1	49.7	0.2	0.0	0.0		計 50.0

【令和7年度 計画】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	引火性廃油	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸		(t)	
排出量		0.14	53.40	0.19	0.00			計 53.7

分別している特別管理産業廃棄物の種類

分別名称
引火性廃油
腐食性廃酸
腐食性廃アルカリ
感染性医療廃棄物
廃塗料
PCB汚染物等

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【令和6年度 実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	PCB汚染物等	計
全処理委託量	0.1	49.7	0.2	0.0	0.0	50.0
優良認定処理業者への処理委託量	0.1	49.7	0.2	0.0	0.0	50.0
再生利用業者への処理委託量	0.0	49.2	0.0	0.0	0.0	49.2
認定熱回収業者への処理委託量	0.1	0.5	0.2	0.0	0.0	0.8
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【令和7年度 計画】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸		計
全処理委託量	0.1	53.4	0.2	0.0		53.7
優良認定処理業者への処理委託量	0.1	53.4	0.2	0.0		53.7
再生利用業者への処理委託量	0.0	52.9	0.0	0.0		52.9
認定熱回収業者への処理委託量	0.1	0.5	0.2	0.0		0.8
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0